

1 提言

国・県は「震災復興」を口実に被災者を切り捨て、大手ゼネコンの儲けにつながる都市開発を押しつけ、市当局もそれに追随しています。住民本位の震災復旧・復興の闘いはまさに開発優先行政と「元の生活に戻れるように」と願う住民との闘いです。

震災から4か月が経った5月、まだまだ問題が整理されていない中ですが、兵庫自治労連と市職労は、自治体労働者の立場で「提言」を出し、また市職労医療支部も8月に自治体病院のあり方についての「提言」を西宮市長と病院長に提出しました。

市職労は今後も、復旧・復興の経過の中で引き続き必要な提言をしていきます。



震災復興と今後の災害対策を考えるに あたってのいくつかの提言

1995年5月

西宮市職労 副執行委員長 坂 好 夫

阪神大震災が起こった17日以来、私たち市職労組合員は救援、復興のため、日夜奮闘してきました。

4カ月が経過した今日、西宮市の復興計画も5月末までに策定されようとしています。そこで、

1 誰が人命を救ったのか

地震発生時、多くの職員が自分の居住地で人命救助にあたりました。今、自衛隊の救援活動のみがクローズアップされていますが、もっとも多くの人命を救ったのは、地域の人々自身ではなかったでしょうか。

人命救助にあたった職員の意見では、重機ではなくても、チェーンソーや、スコップ、バール他の資材があればもっと多くの人が助けられたのに

今回多くの組合員から出された意見のうち、言わば、行政内部を中心とした観点から、ほんの一部ではありますがまとめて見ました。今後の西宮市の復興と災害対策に役立てば幸いです。

というものでした。

感情的ではない、正確な議論のためにも、誰が、幾人の人々を救ったのか、行政の責任で客観的な数字をつかむ必要があります。

そして、今後の防災対策の根本に、地域の人々が自主的に救援できる体制の確立と、地域の小公園、公共施設など身近かな場所に、救援に必要な資材の確保が必要です。

2 緊急事態に対応できる防災対策の確立と日常的な防災訓練の取り組みを

未曾有の非常時にあたり、通常の指揮命令系統

が機能せず、緊急の対応ができない事態となりま



した。この原因は、特定観測地域に指定されながら、防災計画でも、その訓練でも、観測網すら整備してこなかった国を始めとする行政にあります。

なお、付言すれば、防災関係部局は、一定の予算要求をしていたものの、認められなかった経過

があります。

改善策として、防災計画を今回のような直下型大地震をも想定したものに改めるとともに、防災計画に基づいたセレモニーではない、大規模な防災訓練を毎年行うことなどがが必要です。

3 市長が先頭に立ち、現場の意見を反映させる体制を

地震から数日間、不眠不休の激務が続きました。このとき、各現場を市長や助役などの幹部職員が回り、職員を激励するとともに、現場の意見を聞

き、これを適時、災害対策本部に反映させるべきでしたが、現実には、現場の意見がほとんど反映されませんでした。

4 総務局は「後方支援」としての本来任務を

職員の安否確認や、食事、睡眠などのいわば「後方支援」にあたるべき総務局がボランティアなどの対応に追われた、という理由で、その役割を全くとっていいほど果たせなかったことは、職員の全ての力を今回の災害に集約していくうえ

で、大きな障害となりました。

前線である現場の部隊を支援する体制は、いかなることがあっても完全に整備されなければなりません。

5 庁舎と市民、職員の安全について

本庁舎、業務2課などの庁舎が破壊されました。本庁舎では、1月20日、「1月23日から、つぶれている7階で通常勤務を行うように」との指示がありました。結果的には、危険な勤務は防げましたが、この時点では、何らの安全策も講じられていませんでした。また、業務2課でも、傾いた庁舎の中で、数週間も業務を強制されました。幸いにも、大きな余震がなかったものの、もし、大き

な余震があれば、惨事を引き起こす可能性は極めて高いものでした。

つぶれている本庁舎で、誰が業務を命じたのか、責任が問われるべきです。

今後の問題として、現庁舎の修復使用可能との報告が市議会にありましたが、安全性に疑問があるとは、多くの専門家も指摘しています。経済的効果からしても疑問の多い庁舎修復をやめ、簡素



で、かつ防災拠点としても有効に機能する新庁舎を早急に建設し、現庁舎については6階以上を切

り取って修復使用するという方針を採用するよう提言します。

6 職員が正確に情報を把握する問題について

この間、市職労が、繰り返し申し入れたにもかかわらず職員に正確な情報が伝達されなかったことは、組織の硬直性、官僚性を示すものとして重大です。

とりわけ、窓口で市民と直接対応している職員に情報が伝わらなかったため、現場では、市民の非難を一身に受けなければなりません。

問題は、今も続いています。次々に打ち出され

る復興対策などの情報は、管理職でさえ充分につかめていません。そのため、市民からの電話を含めた問い合わせに的確に対応できない状況がいまだに続いています。

それだけに、最新の復興情報を掲載した職員向けの内部情報紙を、少なくとも週間で発行することを提言します。

7 震災復興で仕事量が急増した職場への人員増を

現在、震災復興で仕事量が急増した職場の中には、前年度対比で2倍どころか、中には5倍から6倍という職場さえあります。

このような職場では、連日の深夜までの残業に加え、土曜、日曜出勤をしてもこなせず、疲労が蓄積し、軽い風邪のはずなのに、なかなか治らないという明らかに過労の症状が現れています。

また、市民にとっても、敏速でかつ確かなサービスがうけられないという結果となっています。

必要な人員増は緊急に求められています。10月と言わず、7月にも手立てを打つことが必要です。

なお、人員不足のため、市政ニュースで市民に広報した電話番号がまったくかからないという苦情が殺到しています。緊急な手立てが必要です。

8 復興は、今まで住んでいた市民が戻って来れるような環境作りを 前提に

行政の仕事は、住民が主体となって行う街づくりの環境を整えることであり、行政が街づくりを行うものではありません。

街づくりが一朝一夕にできないことは明らかで

す。建物ができても、そこに住む人々が、住民とその街の自然を始めとする環境を愛し、この街を住みよい街にするために、力を合わせようという気持ちを持つことがなくてはなりません。



西宮では、さまざまな問題点はあったものの、コミュニティ作りを合い言葉に、町内会、老人会、子供会などの活動や「宮っ子」の発行など、多くの市民が、街づくりに協力してきました。

その貴重な財産である人々が家族を失い、家を失って、助けを求めています。

この人達が、西宮に戻ってこなくては、真の復

興とはいえません。

これらの市民を街に呼び戻すための具体的な施策が必要です。

具体的には、公営住宅の建設、安くて良質の民間賃貸住宅の建設などのための補助などに力を注ぐことが必要です。

9 国・県のヒモのつかない大幅な援助を強く求めること

国や県、特に国が被災地に対して大幅な援助をするのは当然の責任です。今、国の援助の中に、地元の実態に合わない諸条件をつけて、国の負担を減らそうという動きがあるのは重大です。

国や県、そして西宮市も、地震国日本で、専門家が早くから警告を発していたにも関わらず、その言葉を真剣に行政に生かそうとはしませんでし

た。その意味で今回の被害の責任は国や県にもあることは明らかです。

したがって、少なくとも国の責任で、災害救助、復興が行われなくてはなりません。国が、あれこれの口実をつけて、援助を減らそうとすることに對しては、厳しく批判し、世論の力で、国、県の援助の大幅増額を求めることが大切です。

阪神大震災に学ぶ震災時に於ける 自治体病院のあり方についての提言

1995年8月14日

西宮市職員労働組合

執行委員長 浜崎克巳

医療支部長 河田泰治

はじめに

「阪神・淡路大震災」は最終的には6千名を越えるといわれる死者、負傷者は3万4千名以上という戦後最大の被害を出し、西宮市でも多くの尊い命と財産を奪い去る大惨事となりました。こうしたなか貴職も全職員の協力やボランティアなどの支援のもと、市の中核病院としての医療活動の取組に対し敬意を表するものです。

しかし、この大震災時の医療のあり方を振り返ってみると、重大な教訓と警告に満ちているといえるでしょう。

死因の圧倒的な比率を占めるのが、圧死や窒息死であったことを考えると、震度7に耐えられる家づくりや、消防体制の整備など防災対策全体の問題と共に、今日の水準の医療技術が真に発揮さ

れたなら、「助かるべき命」がシステムの混乱＝行政の事前対策の無さと対応の不十分さによって失われるという事態が回避できたのではないかと悔やまれてなりません。市民の命を守ることは、行政の何より重大な課題です。

今回の大震災に学び、きたるべき震災に対して、真に市民に信頼され、その力量が発揮できる市民病院づくりのために、次のような提言をしてゆきたいと考えています。尚、すでに政府・自治体が施策として発表しているものについては早期に実効あるものとされるよう、併せて要望します。

〈提言の項目〉

医療分野における情報システムの改善

- 1 診療・入院・薬剤の有無・転送・手術など、市及び阪神間でこのような相互情報の通行が、



停電や電話回線不通状況に妨げられないで、無線などで可能であること。

- 2 多くの情報の交通整理や、各々の病院の役割を決め、緊急時の患者搬送や医療従事者の投入・ヘリコプターなどの手段についても、救命の立場で実行しうる権限をもった、危機管理システムは必要（被害を受けていないところからの広域的なバックアップ体制も必要である。これは阪神間のみならず、地震の型や規模により日本海側の病院との連携も想定した体制作りが望まれる。）。
- 3 職員や患者間における情報の不徹底の解消のため、庁内ニュースなど迅速に文書において情報を提供すること（今回物資の配給など多くの不満があった）。
携帯電話など、非常時の通信手段についても確保すること。

市の中核病院としての整備の問題

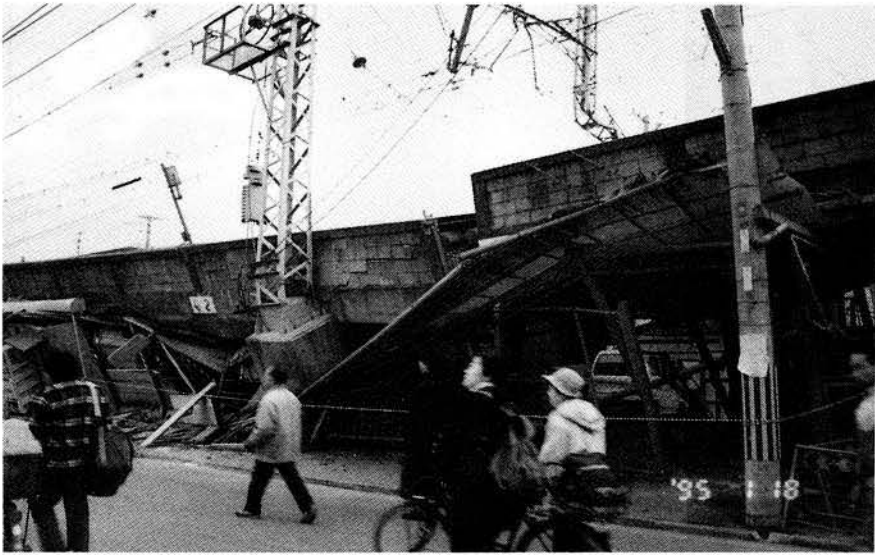
- 1 震度7に耐えられるような建物の点検と補助。不燃化についても同様に検討のこと。電気・ガス・水道などライフラインについて（自家発電や燃料も含め）、点検補強を。特に水の備蓄については雨水の利用や飲料用タンクの確保なども含め独自の方法が必要。
- 2 救急医薬品・診療材料の備蓄と共に、緊急時にすぐ使用できるよう、薬局や救急室等における棚などの備品が倒壊しないような対策を講じること。
- 3 患者給食などの食料の備蓄と、温かいものが

提供できるように、電気調理器やプロパンガスへの切替ができるように体制を整備すること。

- 4 独自の消防力の点検と建物が倒壊した場合、迅速な救出ができるよう重機なども一定数確保しておく必要がある（ガス漏れ防止のためにも湯沸かしを電気温水器へ切り替える）。
- 5 防災3号指令もあり地域への医療活動はしない。という当局の見解であったが、このような大災害時には職員の配置など検討しながら、わかば園・社会福祉協議会などへの支援体制や地域へも出て行ける新しいマニュアル作りが必要である。
- 6 診療録や他の必要データについては、プライバシーのはかれる方法で外部への委託等も検討する。
- 7 被災者のみならず職員についても精神的な打撃は大きかった。今後医療の現場におけるメンタルケアのあり方について対策を講じること。
- 8 医療ボランティアの組織の受け入れ対策を検討すること。
- 9 大災害時における指揮命令系統の整備と明確化。

職員の安全と指導について

- 1 大災害発生時の職場ごと、また病院管理責任者としての初期対策（すぐに出動できる）要員を明確にしておくこと（宿泊場所・食事・入浴なども安全で安心して働けるような条件整備をすること）。
- 2 防災・地震時の訓練を全職員に周知徹底する



こと。

また、災害時における自治体職員のあり方などの指導も必要である。

- 3 職場ごとに、防災袋（1日分の水や食料入り）やヘルメットの設置をすること。

入院患者の安全と災害時の対応について

- 1 消防隊長は必ず正規職員であつること。併せて管理婦長も全日体制をとること。
- 2 情報の早期収集のため、各部署にラジオまたロビーにテレビを設置すること。
- 3 看護に関する教訓から学び実際に役立つマニュアル

を作ること。

- 排泄物の処理方法について、すぐに使用できるように図入りのパンフレット等の作成が必要（し尿の化学的処理方法がないか検討すること）。
- 震災発生と同時に、職員・患者とも利用できるよう、手洗いタンクを設置すること。
- 備品の備蓄（ネマキ・デイスポ製品など）
- 今回洗髪車がケアに役立った。各病棟への設置を。
- 簡易トイレの早期設置と洋式トイレも確保すること。

人命救助を最優先とする防災を つらぬく街づくりのために

大震災体験に基づく自治体労働者の現場からの提言

兵庫自治労連

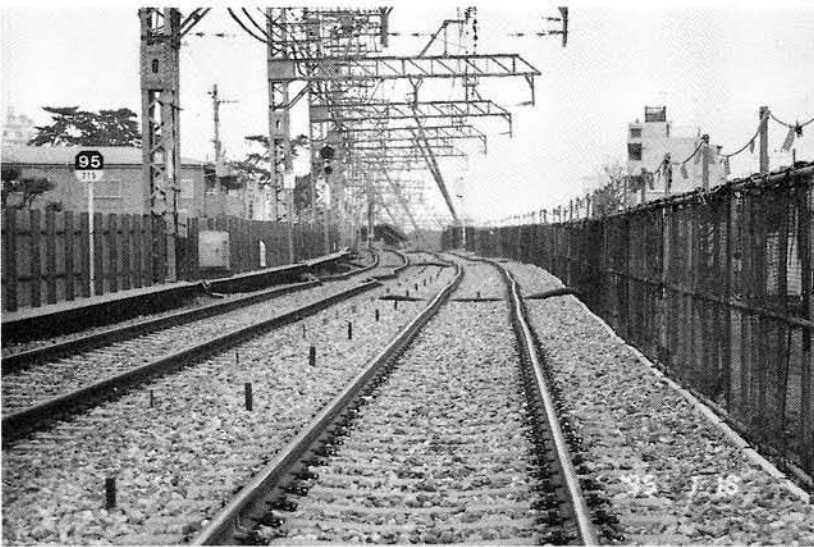
執行委員長 畦 布 和 隆

1 はじめに

戦後最大の参事となった1月17日の「阪神・淡路大震災」から4か月以上も経ちました。兵庫県だけでも4月27日現在で、死者5,480人（大阪21人、京都1人を加えると全体の死者は、5,502人）、不明2人、負傷者34,900人、住宅被害は、倒壊家屋192,706棟、焼失家屋7,456棟に上っています。避難者は一時、32万人を超え、避難所数も1,247か所に及び、今なお数万人の人々が避難所ぐらしを余儀なくされています。今回の震災は、わが国で最初の近代的都市における災害であり、いわゆるライフラインは、不通・損壊箇所が電気100万戸、ガス85万7,400戸、水道121万9,000戸、通信47万3,500回線という大被害を受けたうえに、交通機関の途絶など都市住民の日常生活基盤そのものが根底から破壊されてしまいました。地震によっ

て、表面は華やかで豪壮なビルの林立する大都市の裏側が、いかに脆弱で危ういものであったかを私たちは、衝撃的な形で思い知らされました。私たちは、地震や風水害などの自然災害を避けることはできません。しかし、革新都政時代に作られた東京都震災予防条例は前文で「地震は自然現象であるが、地震による災害は多くは人災である」と言い、「人間の英知と努力により、地震による災害を未然に防止し、被害を最小限にくだとめることができるはず」と言っています。

防災や街づくり、震災からの復興について幾多の問題が現在、私たちに投げ掛けられています。未曾有とも言うべき大震災を実際に体験した自治体労働者と自治体労働組合の使命として私たちは、真に「住民のいのちとくらしを守る」自治体づくりと震災に向けて、英知を結集してねばり強く奮闘・努力することが求められています。



2 何よりも人命を第1とする防災対策を

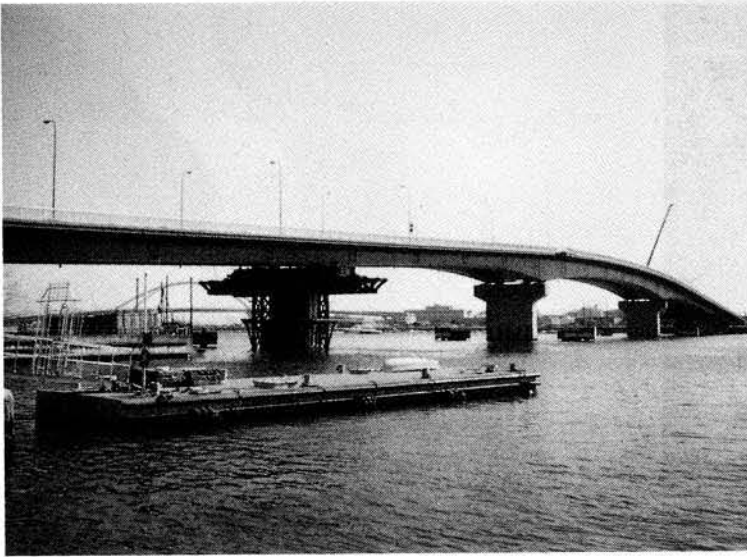
時間と資金を費やせば建物は復興できます。しかし、大震災で失われた命は二度と返ってくることはありません。憲法第13条では、当然のこととは言え、「生命」について「国政の上で、最大の尊重を必要とする」とし、地方自治法第2条第3項は、地方自治体の仕事の第1番目に「住民及び滞在者の安全を保持すること」を上げています。その点で、「助かる命を助けられなかった」行政、国と自治体の責任は重大であり、「地震の規模が予測を超えたから」などと免罪することはできません。関東大震災では約4万人の死者のほとんどが火災によるもので、今回の死因の9割は圧死だと言われています。この死因の特徴からみても消防力の強化と重機等による迅速な救出が必要であったことは明らかです。自治体労働者として、「助かる命を助けられなかった」無念さを晴らすということだけではなしに、尊い命を守るための施策を怠ってきた国や自治体の責任を明確にして、まず第1に、人命救助の体制作りを要求して行かなければなりません。

(1) 体制

(1) 人命救助の体制という点では、消防力の強化が緊急を要する課題です。今回の地震で西宮市は、1月17日午前7時5分に災害対策本部を設

置し（登庁職員約100人）、防災指令第3号を出しましたが、さすがに消防局は、地震直後の5時48分に全員に非常招集をかけ、3時間以内に78%の要員を確保しています。ところが、「78%の要員を確保」と言っても肝心の消防職員は西宮市の場合、国基準で848人必要のところ現有人員は341人であり、充足率は40.2%にしか過ぎません。芦屋市は43.4%、川西市は45.3%、と被災地の各市は全国平均の充足率70%をも大きく下回っています。自治労連は全国的に消防職員の「当面30万人体制」確立などを内容とする消防力拡充を要求して運動を展開しています。阪神間では、全国平均からも大きく立ち遅れた実態を住民にも広く訴えて、消防職員の増員を防災対策の最重要の課題と位置付けて取り組む必要があります。

言うまでもなく、消防職員だけで大災害に対処することはできません。市長部局等の要因の確保も必要です。人間の生死にかかわる分秒を争う事態では発動体制の確立が事の正否を左右します。阪神間各市の職員は市内在住者が少なく、芦屋市では30%を切っています。今回のような大震災が起これば交通機関や道路は寸断され、職員の出勤が大変困難な事態になります。地震発生から3時間以上も経過した、1月17日午前9時現在で、芦屋市では約30名、西宮市では約300名の職員しか出動できませんでした。しかし、これだけの人数では、大災害が発生した場合、住民のいのちと安全を守ることは出来ません。阪神水道企業団が地震発生後比較的早



く浄水場の保安・管理・通水の体制がとれたのは、①「全面的な機械管理」を狙う当局提案を組合の闘いで阻止し、マンパワーによる宿直体制を継続してきた、②浄水場のすぐ近くに官舎があり、要員の確保が迅速にできた、ことに因ると阪神水動労組は総括しています。この意見は貴重です。各自治体は、災害発生後30分以内に発動体制が確立できるよう、幹部職員を含め防災要員用に、市役所周辺に宿舎を確保するとともに、必要な部署は、宿泊制度を置くことも検討すべきです。

- (2) 消防職員とその他の自治体職員だけで住民の安全を守ることは不可能です。あの大震災の中で、消防力や行政の力の及ばないところで、住民の協力体制によって消火と人命救助に大きな力を発揮した神戸市長田区の真野地区の経験は、街づくりとともに、私たちに多くのことを教えています。住民の協力体制がなければ初期消火屋迅速な救出活動はできません。官製のお仕着せの地域組織ではなく、生命と人権を最大限に尊重する、人間愛に満ちた民主的な自主防災組織を住民と協力して作り上げるために、自治体労働者と労働組合が中心的役割を果たす必要があります。

(2) 装備と訓練

- (1) 体制や組織を有効に機能させるための装備と訓練が必要です。装備という点では、従前の木造家屋を主たる対象とする資材器材だけでは今日の近代的都市では不十分です。鉄筋コンクリー

トのビルの倒壊にも即座に対応できる重機等の全てを民間任せにするのではなく、自治体としても、緊急用に一定数充実・整備する必要があります。これらの重機は、日常不断に24時間体制をとっている各消防署で保管・整備し操作に習熟するよう訓練しなければならない。

また、自治体の防災訓練を一部の水防関係職員のみを対象とするのではなく、全職員が参加できるように内容を改めなければなりません。

「東海地震は120%来る」という前提で静岡市では、全職員を対象とする訓練を毎年実施してきました。その成果として、65%の職員が地震における各自の任務配置を認識しています。残念ながら阪神間の職員は幹部も含めてこの水準には到達していません。阪神間の各自治体は住民の安全を保持すべき自治体の任務から言っても、全職種の職員について任務配置を明確にして防災訓練を実施しなければなりません。とりわけ、新入職員については、採用時の研修内容に「地域防災計画」を必ず加えて実施すべきです。今回、西宮市では、大震災直後という理由で、新入職員の研修を省略して職場への配属を優先しましたが、これは、職員本人の「研修を受ける権利」を侵害するだけでなく住民の命と安全にかかわる問題としても看過する訳にはいきません。早期に必要な研修を行うよう要求していかなければなりません。

- (2) 自治体職員だけでなく、地域住民の防災訓練も可能な形で実施しなければなりません。災害時の初期出動、初期救出はどうしても地元の人



々の力に頼らざるを得ません。いわゆる「震災グッズ」、家族分の非常食や飲料水の備蓄、避難方法や「家具やテレビに殺されない」住まいの仕方などきめ細かい防災思想の普及とともに消火器や救出器具の全戸設置と助成、使用方法の説明と訓練を住民の理解と協力を得て可能な形で実施しなければなりません。

防災思想の普及という点では、学校・園における効果的な教育が重要です。従前から実施されている「交通安全」の教育などと同様に、今後重視して取り組む必要があります。

(3) 正確な情報の提供

(1) 大震災の中で、住民は正確な情報を切実に求めていました。ところが、「震災時におこりがちなデマを取り除き、人心の安定を図る。もって住民が適切な行動に移れるよう広報活動を実施する」（「西宮市地域防災計画」より）べき各自治体は、自らの広報媒体である「市政ニュース」などを当初発行することをせず、発行しても部数が少なく、住民への広報のほとんどの部分を新聞やテレビなどのマスメディアに委ねました。その結果、地元住民は本当に知りたい情報を断片的にしか入手できず、噂が噂を呼んで、住民を混乱させ、被災者に不安を広げる一因となりました。この事態の中で川西市職員組合が、市民の知りたい情報を満載して「かわにし市民新聞」を2回にわたって発行して被災者に大いに喜ばれただけでなく、同時に「頼りになる労働組合」として権威を高め、市民からの相談が

直接労働組合に持ち込まれるようになりました。また、自治労連が組織的に、神戸市を含め被災自治体の「災害対策ニュース」を避難所だけでなく直接住民に戸別に配布するなどの取り組みを行ったことも被災住民への激励となりました。これらの経験は、テレビや新聞が見られない大震災時こそ行政は自らの責任において、有線・無線はもちろん、広報車を活用するなどあらゆる媒体を駆使して、住民への正確な情報を届ける努力が必要であることを示しています。

(2) 情報提供という点では住民に対してだけでなく、当該自治体の職員に対しても不足・欠落していました。マスコミへの発表はあっても庁内放送はせず、庁内ニュースも発行されず、事務連絡の文書も回付されず、災害復旧の業務に忙殺されている職員ほど情報不足が深刻でした。先に、新聞やテレビを見て自治体の救援業務の内容を知っているという住民相手の説明で職員が「内容の不知」を追及され、困惑する場面が随所で見られました。寸時を争う災害時にふさわしく、簡潔・明瞭な情報提供、伝達を当局責任で行わせることは、災害復旧業務を円滑に進める上からも不可欠です。

(4) 災害時の指揮系統

(1) 今回の大震災で、各自治体当局の指揮系統の乱れが各所で指摘されました。地震は風水害とは異なり、予告なしに襲ってきます。それだけに、準備なしに災害対策本部を設置し、即座に活動を開始しなければなりません。ところが、



幹部自身が、災害対策業務に精通していないところから平常時の職制機構による指示を出すなど随所で、指揮系統の乱れが生じました。それは単なる混乱だけにとどまらない2次災害に繋がる重大な内容をはらんでいます。災害対策本部は、対策部、調査部、動員部、物資部、避難部、食料供給部、給水部、消防公安部等々に分かれています。これらの各部は地震の時は、順を追ってではなく同時に稼働しなければなりません。地震発生時には道路の通行不能、交通機関の不通等の状況で各部の責任者を含めて部員が全て確保できるとは限りません。肥大化した職制機構を日常的に簡素化する努力は必要ですが、非常時には、平常時の職制機構を超えて大胆な任務配置をせざるを得ない場合があります。そのような場合でも、責任者を中心に、断固とした集中体制をとって指揮系統と責任の所在を明確にしなければなりません。

- (2) 具体的に活動するのは「調査部」などの各部ですが、これらの各部を指揮して全体としての災害対策をすすめる「災害対策本部」は、各自治体で「情報収集の窓口」的役割に過ぎないなどとの批判・不満がありました。「災害対策本部」は、単なる「情報収集部」ではないわけですから状況を的確に判断して、組織の枠を超えて労働組合や他の自治体に支援要請を行い、柔軟かつ敏速に職員の配置・応援体制をとるなど各部を指揮する必要があります。
- (3) 今回の大震災では西宮市の場合、自治体関係応援職員を除き、最高で1日2,000人（1日平

均約500人）にも上るボランティアが全国からかけつけました。当該自治体職員だけでなく、これらの人々への任務配置・指揮は自治体当局の過重な負担となりました。西宮市や芦屋市でも、震災直後は混乱状態でしたが、救援活動が長期化する中で各ボランティア団体の代表者との協議で、連絡・調整機関（「ネットワーク」）をつくり、そこでボランティアの受付をはじめ、任務配置などを行うことになりました。今後の災害救援にも生かすべき方法であると言えます。

(5) 人的・物的救援のあり方について

- (1) 今回の大震災では、わが国史上最高の人的支援が取り組まれました。国の内外からの支援によって人命救助、災害復旧活動がなされたわけですが、幾つかの問題点があります。官製組織、労働組合、自治体労働組合、福祉団体、あるいは、個人参加、いろんな形でのボランティアは、兵庫県が集約できている民間のボランティアの数だけでも1月17日～4月26日の累計で117万9,000人になります。この膨大なボランティアの支援を受けたわけですが、最大の問題は、救援を受け入れる自治体の側にあったといわざるを得ません。幸いにして、今回の大震災では、ボランティア間の「連絡・調整機関」がつくられ、大人数のボランティアの配置等行いましたが、行政の側の窓口が必要なことは言うまでもありません。また、将来的には日常的に全国あるいは近畿、県レベルでの「ボランティア・ネットワーク」を研究・構築して、計画的な支援体制



が組めるようにしなければなりません。

(2) 物的支援という点では、避難所の被災者の生活必需品は、行政の責任で確保・供給することを前提に、それ以外について支援を求めることにすべきです。その場合、保管場所、搬出入の能力の問題があるので、「物の洪水」にならぬよう被災自治体の要望に応じて計画的に支援物資の供給ができる体制をとる必要があります。

(3) 今回の大震災で、自衛隊の救援活動について「出動が遅れた」、「いや良く頑張っている」「自衛隊を増強すべきだ」などと論議されます。自衛隊の任務は、災害救助ではありません。自衛隊法第3条で自衛隊は、「直接侵略及び間接侵略に対し、わが国を防衛することを主たる任務」とすると明確に定められています。災害救助は、自衛隊の当然になすべき任務なのではなく、都道府県知事等からの要請があり、防衛庁長官が認めた場合に出動するに過ぎません。ですから、自衛隊を増強するということは、「防衛」という「戦争」を任務とする「軍隊」を増強することに他なりません。

今回の大震災での自衛隊の災害出動は一言でいえば、「軍事訓練の一形態」と言わざるを得ません。自衛隊の行動については、軍事組織としての指揮官の命令が唯一絶対であり、災害時に、緊急かつ臨機応変の対応を要する場面での行政との意思統一はそう簡単ではありませんでした。

実際に、避難所への食料運搬では、車両も大型過ぎて小回りがきかず、威嚇的なデザインに

被災者が畏怖感があり、食料等を素直に受け取りにくいという意見が出ました。中には、自衛隊が「良く頑張った」という評価があるのは当然で、無償のボランティアが大奮闘しているわけですから、莫大な国費が投じられている自衛隊が国民の苦難に直面して、「頑張る」のはあたりまえのことです。

災害救助で、自衛隊の「活躍」が話題になったのは、自衛隊増強論者からの世論誘導的部分が多分にあったと思いますが、本来、増強・拡充すべき消防力を放置してきたことの反映であり、この際、消防力の増強をこそ正當に主張しなければなりません。

(6) 国・県の役割分担

国が国民の命と安全に最終責任を負わなければならないのは当然です。しかし、今回の阪神・淡路大震災でこれだけの被害が出たこと事態、国がその責任を果たしてこなかったことを示しています。今後の災害復旧・震災復興事業への財政援助はもちろん、全国的な防災対策を早急に強化するように強く要求していかなければなりません。

さて、今回の大震災の中で、兵庫県の果たした役割について問題点を指摘しないわけにはいきません。県は、被災自治体に対して直ちに公務として人的支援を行うべきところ、それを認めず、県職淡路支部などの労働組合の要求などがあってはじめて、渋々被災自治体の要請があったという形でしか支援業務を認めませんでした。県外の自治体から公務出張で応援部隊が駆けつける事態と対



比して、兵庫県のこの対応を許せるものではありません。また、県は、地元自治体との十分な協議も行わず避難所パトロールなども実施して、かえって被災者に混乱を与えた部分もあります。さらに兵庫県は、被災自治体に対して、運搬手段を確保して物資を届けるのではなく、取りに來いなどと平常時のような指示をするなど非常事態の認識を疑わせるものがありました。本来、県が広域的にストックヤードを確保し、被災自治体に県職員を動員するなどして自らの努力で物資供給を行うべきです。今回の大震災での兵庫県の対応については改めて点検が必要です。

3 防災をつらぬく街づくり

神戸市をはじめ、西宮市、芦屋市が従来の手法による復興事業計画を、多くの反対意見を押し切って強行・決定したことは問題です。この事業の執行に当たる自治体労働者にとっては、かえって大きな障害をせおわされたことにまなりす。

国の主権者は国民であり、自治体の主人公は住民です。震災復興の主人公も住民です。街づくりは住民本位でなければなりません。将来、地震予知が可能になっても、地震そのものは避けることができません。震災復興の街づくりは、「安全」で「防災」を貫いたものでなければなりませんし、そのための専門家の提言も多く出されています。我が街を愛する住民を主人公に、個人支援も行い、復興の熱意がわいてくるような、「安全で、安心できる、快適な、防災をつらぬく街づくり」をス

ローガンに、自治体労働組合と住民は団結して運動を広げて行く必要があります。

4 おわりに

1月17日の大震災から4か月以上も経っているのに、仮設住宅にも入れず未だに避難所生活を余儀なくされている人々が数万人もいます。これは、倒壊・焼失家屋が20万棟を超えてにるのに、応急仮設住宅4万戸、県営住宅棟3万戸の計7万戸しか用意しなかったところに根本原因があります。行政の無力さ、無責任さに憤りを覚えずにいられません。避難所暮らしを続けている人々だけでなく、仮設住宅に入居した人々の7～8割は、「将来の目途が立たない」と言っています。損壊したマンション居住者も建て替え等の難問に苦悩しています。これらの問題は、世界第2位の経済大国日本が解決できないようなものではありません。個人資産、くらし・営業への支援ができないはずはありません。国の財政支援なしの自立・自助には限界があります。財源はあります。軍事費を半分にするだけで2兆円、10年間に630兆円も公共投資にそそぎ込む分のわずかを振り向けるだけで10兆円ぐらいはすぐ出てきます。国は、国民の義援金だけを当てにするだけでなく、国費を発動すべきです。

避難所となっている学校等の設備改善、防火貯水槽の増設等ただちに着手すべき課題です。

自治体労働者としては、食糧供給や物資、給水等の具体的問題についても実際の体験を踏まえて



積極的に提言していかなければなりません。そして、非常時ということで、無視・軽視されがちな自治体労働者の勤務条件についても、健康と安全、生活が守れるよう要求して行く必要があります。自治体労働者が要求を自粛することは、住民の要求をおさえつけていくことにつながるからです。

「天災は忘れた頃にやってくる」と言いますが、「天災は忘れないうちにまたやってくる」かもしれないという気持ちで、「人命救助を最優先とする防災をつらぬく街づくりのために」奮闘しようではありませんか。